飯塚市告示第326号

飯塚市税の過誤納金発生者に対して市税・国保税過誤納金還付充当通知書及び過誤納金還付請求書を発送したところ、住所又は居所不明の郵便物として返送されてきたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2および飯塚市税条例(平成18年条例第51号)第18条の規定により公示送達する。

なお、市税・国保税過誤納金還付充当通知書及び過誤納金還付請求書は、飯塚市役所行政経営部税務課にて保管しているので、申し出があれば交付する。

令和8年11月25日

飯塚市長　　武　井　政　一

1	送達書類	市税・国保税過誤納金還付充当通知書、過誤納金還付請求書
2	送達者名	別紙のとおり(1件)
3	公示送達理由	居所不明
4	注意事項	地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなす。

公示送達書

令和8年11月25日

下記の書類は当市税務課に保管してありますので、いつでもお受け取りください。

送達を受ける者の住所	送達を受ける 者の氏名	調定番号	送達する 書類の名称
	ＢＩＥＤＥＲＭＡＮＮ ＡＮＮＡ	500876719	市税・国保税　過誤納金 還付充当通知書